

(第一類 第四号)

衆議院 第百九十二回国会 外務委員会

平成二十九年三月十日(金曜日)

政府参考人
（外務省大臣官房参事官）
飯島 俊郎君

する外務公務員の給与に関する法律案（内閣提出第二一〇号）

EZに落ちたということについて質疑をさせていただきました。

出展委員
委員長 三ツ矢憲生君
理事 黄川田仁志君 理事 新藤
理事 理事 義孝君

理事	理事	理事	理事
理事	土屋	黄川田仁志君	理事
長尾	品子君	理事	新藤
寺田	敬君	理事	教孝君
今津	学君	理事	
寛君	理	中山	
	事	小熊	
		慎司君	
		濱地	
		雅一君	
		小田原	
		潔君	

外務委員會專門員
官(防衛省統合幕僚監
政府參考人
政府參考人
財務省主計局次長
政府參考人

茶谷 榮治君
武田 博史君
辻本 辰巳
昌良君
頬昭君

内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房長山崎和之君、大臣官房審議官相木俊宏君、大臣官房参事官飯島俊郎君、中東アフリカ部

いう非常に微妙な言葉が使われているわけであり、ますが、今回日本のE E Zにミサイルが落ちたことによって、私は、実は、日本の主権ではない、だけれども主権的権利というものが侵害をされたのではないですかといふうに、昨日お伺いしました。

委員の異動
三月十日

外務大臣	防衛大臣	岸田文雄君	辯任
外務大臣政務官	若宮健嗣君	若宮健嗣君	金子万寿夫君
外務大臣政務官	小田原潔君	小田原潔君	原口一博君
政府参考人 (内閣官房内閣参事官)	武井俊輔君	武井俊輔君	中川正春君
政府参考人 (内閣府国際平和協力本部 事務局長)	望月明雄君	望月明雄君	岡本三成君
同日	宮島昭夫君	宮島昭夫君	笠井亮君
辞任	加藤寛治君	加藤寛治君	辯欠選任
	繩方林太郎君	繩方林太郎君	
	松田直久君	松田直久君	
	真山祐一君	真山祐一君	
	宮本徹君	宮本徹君	

<p>（政府参考人 （金融庁総務企画局審議官）</p> <p>政府参考人 （外務省大臣官房長）</p> <p>政府参考人 （外務省大臣官房審議官）</p>	<p>白川 俊介君</p> <p>山崎 和之君</p> <p>相木 俊宏君</p>	<p>金子万寿夫君</p> <p>武井 俊輔君</p>
<p>本日の会議に付した案件</p> <p>政府参考人出頭要求に関する件</p> <p>在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務</p>		

代表世話人ということで、いつも本当に世話をなつております。

ます。そして、その上で、今度は五十八条の三には、他の国々のEEZにおいて、沿岸国の権利及び義務に妥当な考慮を払わなければならぬ、こうした規定が設けられています。

そして、委員の御質問は主権的権利が害されたかどうかということだと思いますが、要は、この条約上、軍事訓練が行われたとしても、妥当な考慮が払われていたならばそれは可能であるとされています。EEZ内で軍事的な訓練を行うということは、これは先ほど言いました天然資源の探査、開発、保存及び管理といったこの権利を害するかどうか、これは判断が大変難しいものがあります。

内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに勤務する外務公務員の給与に関する法律案を議題といたします。一部を改正する法律案を議題といたします。

リカ　木俊　外務　在外　律の
　　通告がありませんでしたので、きょう再度お伺
　　う非常に微妙な言葉が使われているわけでありま
　　すが、今回日本のE E Zにミサイルが落ちたこ
　　とによって、私は、実は、日本の主権ではない、
　　だけれども主権的権利というものが侵害をされた
　　のではないですかというふうに、昨日お伺いしま
　　した。

ますが、そうだとしても、条約上は、妥当な考慮が払わなければ可能であるというふうに解釈するべきであると承知をしています。

そして、今回の北朝鮮によつて発射された弾道ミサイル、我が国のEEZ内に落下したわけであります。これは、何らの事前通報もなかつたことを鑑みれば、我が国の権利及び義務に妥当な考慮を払つたとは言ひがたい、このように考へるべきであると考えます。

○緒方委員 いや、最後の一言がなかつたんすけれども、妥当な考慮が払われていなかつたことをもつて主権的権利が害されたかどうかお考へですか。

○岸田国務大臣 主権的な権利が害されたかどうかといふのは大変難しい判断であると聞いております。そして、害されたかどうかを判断するよりは、妥当な考慮が払われていたかどうか、これが重要であるというが、この条約の解釈の仕方であると認識をいたします。これは、軍事訓練であつても事前通報があれば可能であるというが、この条約における解釈のありようだと承知をしていました。ことを考えますと、妥当な考慮が払われたかどうか、これこそ最も重要なことであり、今は払われていなかつた、これはその点で問題であると認識をいたします。

○緒方委員 なかなか苦しい答弁だつたことは理解をいたしました。それでは、次の質疑に移つていただきたいと思います。

きょうは、本当は名称位置給与法について質問をするつもりなんですが、少し外務省改革しないといけないということで非常に大きくなつねりがございました。当時私は外務省におりまして、そのうねりのど真ん中にはいませんでしたが、そ

の末席ぐらいのところにいたんじゃないかなと思ひます。そのときに、当時の川口外務大臣のもので、外務省改革行動計画というものが策定をされました。百六十項目あります。いろいろなことについて、こういうことはこうしよう、こういうことはこうしようと、かなりいいことが書いてあります。しかしながら、最近、外務省を見ておりませんと、実は、そのときの改革に対する熱が少しくなつてきているのではないかなどというふうに見えます。外務省官房長にお伺いいたしたいと思います。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。百六十項目の外務省の改革案、全て実施できているというふうに思われますか、官房長。

今、緒方先生から御指摘がございました平成十四年の外務省改革に関する行動計画につきましては、国際環境の激急な変化への対応、外務省に対する国民の信頼を取り戻す観点から策定したものでございます。その中では、政と官の関係のあり方や外務省職員の意識改革、それから、人事制度の再構築、政策構想力の強化、大使館などの業務の見直しなどの、御指摘のとおり、十四分野百六十分項目を実施することが具体的に明記をされております。

外務省といたしましては、この行動計画を強力かつ着実に実施すべく、外務大臣を長とする改革推進本部を設置し、各項目の着実な実施に向けてこれまで不斷の努力をしてまいりました。今後も、行動計画策定当時の精神に立つて、引き続き、推進すべき課題につき鋭意検討し実施してまいりたいというふうに考えております。これは、

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。外務省としては、百六十項目一つ一つを、その時代に合わせて着実に実施していくということでござります。

ござります。我々、チェックをしておりまして、この点はまだ不十分ではないかというふうに考える部分もございますので、それをその時代に合わせて常に実施していく努力を続けていくということがあります。

○緒方委員 では、マル・バツ表というか、どちらの進捗状況かということについて、後日示していただければと思います。よろしくお願ひを申上げます。

それでは、きょうの在外公館名稱位置給与法について質疑に入つていただきたいと思います。

今回、法律そのものには総領事館の新設とかそういうことが入つてきまして、大使館というのもとともに存在をしていることになつていてるの

で、大使館が新しく実館になることについては法律改正を要しないということで、入つていいと

いうふうに思いますが、ただ、予算措置として、新しい実館を設けることについて予算措置が行われている、その中にキプロスという国がありま

す。私は、昨年、他委員会ですけれども、内閣委員会の方でキプロスという国に行きましたが、非常にいろいろ示唆的なところもあつたわけであります

が、これまで大使館がございませんでした。EUの中でも、恐らく、実館がないのはキプロスと、マルタがないのかなと思いますけれども、EUの中

で、今、大使館の実館がないところというのはだんだん限られてきているわけであります。

まず、外務省にお伺いをいたしたいと思います。キプロス、今回大使館を実館で新しく開くわけであります、その重要性について答弁をいただければと思ひます。

○小田原大臣政務官 キプロスは、EU加盟国であるとともに、中東地域に接するという地政学上の重要性を有しています。対ISIL作戦における西側諸国の拠点の一つとして、国際社会における注目が高まつていると承知しています。

あるとともに、中東地域に接するという地政学的重要性を有しています。対ISIL作戦における西側諸国の拠点の一つとして、国際社会における注目が高まつていると承知しています。

うべく、今般、キプロスへの大使館新設をお願いしたところであります。

○緒方委員 今、ISIL対策で非常に重要な役割を果たすというような話がございました。その

とおりなんです。

キプロスという国は、国土の三分が英國領であります。租借地でも何でもなくて、純粹に英國領です。行ってびっくりしたんですけども。そして、そこにイギリスの空軍が基地を持つています。

否定できないと思います。

中東に対して、中東に何らか有事があるときに歐米諸国が使えるポイントとして、トルコのインジルリクがありますね。そしてディエゴガルシアがあります。そしてもう一つ、このキプロスといふところの重要性というのは、これは本当に私は

否定できません。

英國の空軍が基地を持つていますが、周辺の方に聞いてみると、時々アメリカの空軍の飛行機が来るはずだと。飛行機を見ている限りにおいてですね。そういう意味で、情報収集という観点からも非常に重要。これは、キプロスの軍隊ということもありますけれども、恐らく英國の空軍の関係者がかなり住んでいます。こういった方々との関係を通じて、今何が起こっているのかというのを全体として見きわめるという意味で重要だと思いました。

あと、EUの一員であるというのはもちろん言うまでもないことですが、行ってみると、制度を一生懸命EUに合わせようと非常に努力している国です。いろいろな、国の制度が、彼らの説明によると英國にはほぼ準拠している。なので、ブレグジットでEUからイギリスが抜けていつたら、できればうちに来てほしいなみたいなことを言つて

いる方もおられました。

あと、中東と物すごく近いというのを感じました。イスラエルは本当に目の前です。エジプトも非常に関係が深いということ。

そして、私はびっくりしたんですけども、ロシア人のプレゼンスが極めて高い。年間、キプロ

スを訪問する外国人のうち、百万人がイギリスから来る、五十万人がロシアから来るということです、町中でもロシア語を見ることが非常に多かったです。今、日本の名譽総領事として、キプロスに名譽総領事になつておられます不オクレウスさんという方がおられます、ロシアとの関係が非常に深いですね。

そういうこともあつて、これは単なる示唆でありますのでどちらが足りて、これは單なるかわかれませんが、あともう一つ、南北分断国家でPKOが出ているということもあつたりして、防衛駐在官を置いてはどうかなという気がするというのと、あと、ロシア語のわかる方を一人置いてはどうかなといふには思うんですね。こういった考え方についてどう思いますか、官房長。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘がございました防衛省とも協議の遣につきましては、派遣元の防衛省とも

上、軍事情報の収集や関連当局との協力、交流促進等の外交上の必要性に応じて、適切な配置をするよう努めています。今後

も、防衛省と協議し、国際的な安全保障環境の変化を踏まえて、限られたリソースというふうに含めて検討するように、引き続き努めてまいりたいと思います。

また、在キプロス大使館が設置させていただけた場合のロシア語要員の配置につきましても、大変今の御指摘は示唆に富るものだと思いますので、それも含めて検討させていただきたいと考えております。

○緒方委員 いろいろな人事の話ですのでこれ以上立ち入ることはいたしませんけれども、見てみると、ロシアと近いということはなかなか感じないと、ぜひとも、すごいですよ。

そのいつた中、やはり、キプロスの首都ニコシアに行きますと、一番何が目につくかというと、南北分断国家であるということです。我々が通常

行くときというのは、南の方のところから行つて、ただ、南の方から入つていて、町のど真ん中に停戦ラインが引かれていて、北側を見るとトルコの国旗とか、あとモスクがあつたりする。夕方どきになると、これ見よがしにイスラムのアザーンが流れてくるというようなことがあつたりします。

出ているPKOは、UNFICYPといいまして、もう長らくずっと出ています。行つてみると、南北分断国家で停戦ラインが引かれていてPKOが出ていて、停戦ラインを越えていくのも結構自由に、お買い物感覚で停戦ラインを越えていつたりして、PKO自体も、もちろん緊張感がゼロとは言いませんけれども、すぐに何か危険なことがあるというわけではないPKOです。

通常我々がPKOとして想像するものというのは、例えば今、南スーザンに自衛隊の方が行つて、ああいうのと比較すると、全然違うな、同じPKOなのにこんなに違うのかと思うぐらい違います。逆にこういうところに派遣されればなんですね。逆にこういうところに派遣されればなんですね。ただ、私そこで最初何かこんなのだからこそやっているPKOってどうなのかなと思つたんですけれども、もう一度よく考え直してみて、PKOって、もしかしたらこういうものをPKOと呼ぶんじゃないかなという思いが出てきたんです。今、南スーザンとかで出しているPKOと呼ぶんじゃないかなという思いが出てきたんです。今、南スーザンとかで出しているPKO全体で見たときに、PKOでやるべきものとPKOでやるべきでないものというのを分けるべきでないかと私は思うんですけども、では、これは外務省、いかがお考えでしょうか。

○小田原大臣政務官 国連のPKOが対応を迫ら

れる紛争というのは、かつては伝統的な国家間の武力紛争でありましたが、近年は国内における衝突や、それと国家間の武力紛争との混合型に変化し、かつ、長期化する傾向があります。

それに伴い、国連のPKOのマンデートは、伝

と、国連の能力が変化に追いついていないとか、政治的なサポートが足らないとか、求められるものとできることのギャップが非常に大きいとか、国連の官僚主義が弊害になつて、そういうた指摘がございます。

そういった中、これから動きとして四つ挙げられていて、政治的な解決の重要性とか、現場の関係者をできるだけインクルーシブに取り込んで、パートナーシップが重要だ、現場にフィールドオリエンテッドなPKOであるべきだと、そう

いうことが書かれていて、何かというと、国連の、恐らく事務方も含めて、魂の叫びだと思うんですね。何でもかんでもPKOに押し込まれてい

ます。したがつて、我が国としても、安保理非常規事務局及び要員派遣国として、安保理、国連事務局、要員派遣国間の対話を促すなど、マンデー

トをさらに現実的なものとし、それを通じて効果的な活動を促進することに貢献したいと考えています。

このように、多岐にわたるマンデートが課せら

れていることは、国連PKOが国際社会の平和と安定の確保において重要な役割を担うことへの強

い期待を示すものであると認識しています。

一方で、マンデートは明確で達成可能なものあるべきという問題意識も広く指摘されていま

す。我が国としても、その問題意識を共有してい

ます。したがつて、我が国としても、安保理非常規事務局及び要員派遣国として、安保理、国連事務局、要員派遣国間の対話を促すなど、マンデー

トをさらに現実的なものとし、それを通じて効果的な活動を促進することに貢献したいと考えています。

○宮島政府参考人 お答えいたします。

今委員の御指摘にありますように、まさに国連におきましては、HIPPOの報告書ですか国連の改革の問題、鋭意取り組んでおられます。新しく事務総長になられたグテーレス事務総長も同

じ問題意識で今取り組んでいると思つております。

一方で、我々も現場にPKO要員を出しておりますので、そのような国連の動向についてはしっかりと

把握しておきたいと思います。

○緒方委員 ここでやつておられるPKOってどうなのかなと思つたんですけれども、もう一度よく考え直してみて、PKOって、もしかしたらこういうものをPKOと呼ぶんじゃないかなという思いが出てきたんです。今、南スーザンとかで出しているPKOと呼ぶんじゃないかなという思いが出てきたんです。今、南スーザンとかで出しているPKO全体で見たときに、PKOでやるべきものとPKOでやるべきでないものというのを分けるべきでないかと私は思うんですけども、では、これは外務省、いかがお考えでしょうか。

○小田原大臣政務官 国連のPKOが対応を迫ら

れる紛争というのは、かつては伝統的な国家間の武力紛争でありましたが、近年は国内における衝突や、それと国家間の武力紛争との混合型に変化し、かつ、長期化する傾向があります。

それに伴い、国連のPKOのマンデートは、伝

統的な停戦監視などから多様化しつつあり、近年は文民の保護、和解の促進、調停、また政治プロセスに対する支援、国家制度の構築支援、人道支援実施の環境づくりといったマンデートの重要性が増してきています。

このように、多岐にわたるマンデートが課せら

れていることは、国連PKOが国際社会の平和と

安定の確保において重要な役割を担うことへの強

い期待を示すものであると認識しています。

一方で、マンデートは明確で達成可能なもの

あるべきという問題意識も広く指摘されていま

す。我が国としても、その問題意識を共有してい

ます。したがつて、我が国としても、安保理非常規事務局及び要員派遣国として、安保理、国連事務局、要員派遣国間の対話を促すなど、マンデー

トをさらに現実的なものとし、それを通じて効果的な活動を促進することに貢献したいと考えています。

○飯島政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の点は、英語で言うところのアームドコンフリクトの訳語に係る部分かと思ひますけれども、状況に応じて、以前の委員会で御答弁差し上げたとおり、国連における、安保理における用語として、国際社会の一般通念として武力紛争ということはござりますけれども、その場の状況に応じまして、これが武力衝突であることもございまますし、我が国のPKO法上の武力紛争ではないという前提のもとに、我々、このいろいろな衝突事案について着目しているところでございま

す。

○緒方委員 それは、もうこれ以上、この話はこ

こで詰めませんけれども、英語でアームドコンフリクトと書いてある。時々、外務省は武力紛争と訳す。時々、外務省は武力衝突と訳す。その区分

は何だと説明できますか。できないと思いますよ。で、何で分けていますか。それは何で分けていますか。武力衝突と訳しているんです。その明確な区分を言えますか。

○飯島政府参考人 お答え申し上げます。繰り返しになって恐縮でございますけれども、状況によって、国際社会の一般通念としての武力紛争ということを使うこともございますし、我が國のPKO法上との関係で、武力紛争ではないと言つたこともあります。

○緒方委員 今、すごい答弁が返ってきましたよ。我が國のPKO法上との関係で武力衝突と訳すこともあると、まさに稻田大臣が答弁したラインと同じじゃないですか。憲法九条に合わせるためにそういうふうな訳をつくっているというのと、ほぼ似たような答弁ですよ。

この話はやりませんが、ただ、これもぜひ、アームドコンフリクトを武力紛争と訳すケースと武力衝突と訳すケース、それぞれどういう基準で、それでこれまでどういうケースがあつたか、代表的なもの、資料で出してください。お願ひします。(発言する者あり)ちょっとやめさせてくださいよ、これ。何ですか、これ。

○三ツ矢委員長 ちょっと不規則発言は控えてください。

○緒方委員 何ですか、これ。ひどいじゃないですか。(発言する者あり)うるさい。うるさい。

○三ツ矢委員長 不規則発言は控えてください。それでは、質問を続けたいと思います。この国連のPKOに関するハイレベルパネルの中に結構衝撃的なことが書いてあります。多くの今日のPKOは維持すべき平和がほとんどないか

全くない状況で派遣をしているというふうな表現が書かれています。私の訳が正確で正しいかどうかといふことはわかつていただけていると思います。

○飯島政府参考人 お答え申し上げます。

今日の多くのPKOが、維持すべき平和がほとんどないか全くない状況で、そういう環境のもとで派遣をされているというこの認識を、外務省でも内閣官房でも結構ですが、この認識を共有しておられますか。

○飯島政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど政務官からも御答弁がございましたとおり、国連のPKOのマンデートは多様化してございます。伝統的な停戦監視型からいろいろなマンデートがふえてきてございますので、そういう中につき、国連のPKOの中で非常に厳しい状況の中で活動が続けられているということは承知しております。

○緒方委員 答えていいですね。国連のハイレベルパネルの報告の中で、維持すべき平和がほとんどのいか全くない状況で派遣されているPKOが多いと。ア・ナンバー・オブ・ピース・オペレーションズという言葉で書かれています。その認識を共有しておられますかということを聞いておるんです、外務省。

○飯島政府参考人 お答え申し上げます。

一方で、同報告書は、国連にできることについての野心には限度を設ける必要があるとし、軍事的な対テロ作戦を担うべきではないともしております。

○飯島政府参考人 お答え申し上げます。

また、この報告書は、主要な当事者の同意、普遍性、自衛及び任務防衛のため以外の実力の不行使が、引き続き国連PKOの基本三原則であるとおもております。

国連PKOの活動について種々な意見があることは承知しておりますけれども、我が国として

は、いずれにいたしましても、国連PKOが抱える課題の解決に積極的に取り組んでいくべく努力してまいりたいと考えております。

○緒方委員 全然答えになつていませんでした

が、質問を移したいと思います。

○飯島政府参考人 お答え申し上げます。

南スーザンの平和の維持のために、我が国を含む国連PKOが活動しているものと承知しております。

○緒方委員 答えていいですね。

○緒方委員 ただ、本当によく考えていただきたい。全くこれは多分、国連の関係者の本当に魂の叫びだと思いますよ。ゼア・イズ・リトル・オア・ノー・ピース・ツー・キープという表現で書かれている。これは物すごく強い表現ですね。守るべきピースがないところに派遣をされている、これを改革してほしいと言つてているんです。

○緒方委員 これは、やはり、何でもかんでもPKOに押し込まれることに対する不満のあらわれだと思います。先ほど、日本は非常任理事国とかいろいろな改革に取り組みたいと言つているようにも聞こえましたが、ここは、岸田外務大臣、本当に考えていただきたい。PKOでどこまでやるのか、何をどこまでやるのかといふことについて真摯な議論が必要だと思ひます。

五原則が満たされ、安全で有意義な活動ができることがあります。

○緒方委員 参加するんじゃなくて、議論を主導する側に回つてほしいということを希望として述べさせていただきます。

最後に、キプロスに行きましたときに、もう一つすごく印象的だったのが、ギリシャの経済危機の結果としてあの国でペイオフを実施したということがあります。町中で話すとその話がすぐよく出でます、預金が削られたとか。

○緒方委員 これが、先進国の中でもかなり幅広くペイオフが導入された国というのは恐らくキプロスぐらいだろう

ことがあつて、本当に何でもかんでもやるわけじゃないからといって、何でもかんでも押しこまれる。その中からわけですね。国際的にどこまでやれるのかといふ話、そしてその中で日本がどこまでやるのかといふ話。この件についてもう一度よく考えないと、本当に何でもかんでも押しこまれる。その中から日本が自分たちの判断で選ぶ、これは私、余りい

い状況ではないというふうに思つています。岸田外務大臣のお考へをお伺いできればと思ひます。

○岸田国務大臣 委員の御指摘になられた国連平

和活動に関するハイレベル独立パネル報告書の内容にありますように、PKOのあり方ににつきましては、国連において、あるいは国際社会においてさまざまな議論が行われていることは承知しております。

実際、PKOをめぐる環境もどんどん変化しているわけですから、その変化に対してもさまざまに議論があり、問題提起がされている、このことは承知しておりますし、我が国も、その中でどうあるべきなのか、真剣にその議論に参加し、この議論に貢献していくことは大事だと思います。

ただ、一方で、我が国は、憲法との関係においてPKO法があり、PKO法の要件が満たされなければこうした対応はできない、これも事実であります。PKO法に加えて、平和裏に安全に意義ある活動ができるという観点からも我が国のPKO活動について考え、具体的な対応を決定していくべきです。

せずにベイルインを導入したかというと、恐らく、これは本当にそう言つていいかどうかわかりませんけれども、一度ちょっと試験的にやつてみようという思いもあつたのではないかと私は思ふんですね。それを踏まえて、今EUは、キプロスでの経験を踏まえて、ベイルイン法制を整えています。

まず、金融庁にお伺いをいたしたいと思います。

このキプロスで起つた金融危機とそれに対するキプロスの対応、そしてそれを踏まえたEUでのベイルイン法制の整備についていかがお考えでしょうか、金融庁。

○白川政府参考人 お答え申し上げます。

キプロスでは、先生御指摘のとおり、非付保預金を含むベイルイン、これは債権者や株主による損失負担が実施されまして、大手行の破綻処理が行われたというふうに承知しております。

キプロスの非付保預金のベイルインに関しましては、キプロス議会に提出された全ての預金に対する課税案が否決されるなどの混乱が生じている

中で、債権保有者に加え、大口預金者にも負担を求めることによって政府や納税者の負担を軽減することにつながった面もあると認識しております。

ただし、キプロスの預金の約40%が国外居住者のものであつたということや、キプロスの金融業に対するマネーロンダリング疑惑等のキプロス特有の事情があつたということにも留意が必要だというふうに考えております。

金融庁といたしましては、これまで金融機関の破綻防止に努めるとともに、仮に金融機関が破綻した場合であつても金融システムや国民生活への悪影響を最小化すべく、預金保険法に基づく破綻処理の枠組みを整備し、円滑な実施に向けた取り組みを続けているところでございます。

こうした観点から、他国における金融機関の破綻処理の実施や、それを踏まえた国際的な議論の進展も参考にしながら、引き続き、ベイルインを

せずにベイルインを導入したかというと、恐らく、これは本当にそう言つていいかどうかわかりませんけれども、一度ちょっと試験的にやつてみようという思いもあつたのではないかと私は思ふんですね。それを踏まえて、今EUは、キプロスでの経験を踏まえて、ベイルイン法制を整えています。

まず、金融庁にお伺いをいたしたいと思います。

このキプロスで起つた金融危機とそれに対するキプロスの対応、そしてそれを踏まえたEUでのベイルイン法制の整備についていかがお考えでしょうか、金融庁。

○白川政府参考人 お答え申し上げます。

キプロスでは、先生御指摘のとおり、非付保預金を含むベイルイン、これは債権者や株主による損失負担が実施されまして、大手行の破綻処理が行われたというふうに承知しております。

キプロスの非付保預金のベイルインに関しましては、キプロス議会に提出された全ての預金に対する課税案が否決されるなどの混乱が生じている

中で、債権保有者に加え、大口預金者にも負担を求めることによって政府や納税者の負担を軽減することにつながった面もあると認識しております。

ただし、キプロスの預金の約40%が国外居住者のものであつたということや、キプロスの金融業に対するマネーロンダリング疑惑等のキプロス特有の事情があつたということにも留意が必要だというふうに考えております。

金融庁といたしましては、これまで金融機関の破綻防止に努めるとともに、仮に金融機関が破綻した場合であつても金融システムや国民生活への悪影響を最小化すべく、預金保険法に基づく破綻処理の枠組みを整備し、円滑な実施に向けた取り組みを続けているところでございます。

こうした観点から、他国における金融機関の破綻処理の実施や、それを踏まえた国際的な議論の進展も参考にしながら、引き続き、ベイルインを

含めた破綻処理の円滑な実施に向けた検討を続けてしまります。

○緒方委員 そうなんですね。実は、預金者不安が生じたものの中に、何から先に切つていくか、金融危機が起きたときに何から先に切つしていくかという、その順番決めというのは非常に重要であります。まず資本を切つて、そして損失を吸収する条項がついた債券から切つっていくかとか、そういうふうにあります。

それを考えて、今度は日本の預金保険法で、事実上このベイルイン法制を整えているということになつていて、日本の預金保険法第百二十六条の二において、銀行とか金融機関が破綻したときの制度がいろいろ書いてあるんですけど、すごくざっくり書いてあるんですよ。物すごくざつくり書いてあって。

では、日本でそういうことが起こることを想定したくないですけれども、起つたときに、実は日本の預金者への優先弁済権はどうなつていてるんだとか、何から切ついくんだということに対する不安が結構あるわけあります。最後、この件について御答弁いただければと思います。

○白川政府参考人 お答え申し上げます。

もう先生は預金保険法の条文まで十分御存じなので、その説明は省かせていただきまして、私ども具体的にこの預金保険法に基づいてどういうふうに実施するかということですが、まず、その他ティア1とかティア2とかという、資本性の重さに応じて資本商品に種類があるんですけれども、これらにつきましては、実質破綻認定期間に元本削減や普通株式への転換が行われることが要件も、これらにつきましては、本當に今の激動の時代をあらわしているなと思います。逆に、レオンに関しては、それこそ、そういう立場がなされるということをこの預金保険法で想定しております。

ただ、トランプが勝つて、そのトレンドというものがどうなるのかということで、そこの公館の必要性というものが、また、たしかに数年間に色合いが変わつてくるということは、本當に今の立場が不安定だからこそ公館を置く意味があるのかなという意味で、非常に前向きに捉えております。

また、グローバルに、システム上重要な銀行としてFSBから指定されている金融機関、これは日本ではメガバンクなどを指します、これらの持株会社が発行することが求められる無担保債、これはTLACと呼んでいますが、これらにつき

ましては、倒産手続を通じてベイルインがなされることは最も大事なことだと思います。

我が国における具体的な運用に際しましては、こういう制度はあるんですけれども、他の国との事例や、それを踏まえた国際的な議論の進展も参考にして、まず資本を切つて、そして損失を吸収する条項がついた債券から切つっていくかとか、そういうふうにあります。

そこで、実際に破綻処理が求められる事例が生じました。ありがとうございます。まず資金を切つて、経済社会に混乱を及ぼすことがないよう適切な手段を講じてまいり所存でございます。

○緒方委員 それでは質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○三ツ矢委員長 次に、寺田学君。

○寺田(学)委員 寺田です。

在外公館給与法の質疑をさせていただきたいと思います。

私が二〇一四年の十二月に戻つてきて、外務委員会に御縁があつて入つてから、多分三回目の質疑、三年目の質疑になるんですね、毎回、この法律については議論させていただいております。

ちょっと今記憶が定かじゃないんですが、去年のなかおととしなのか、メキシコのレオンに設置の議論をして、これから自動車の集積、北米向けの集積が始まるので重要で、日本人がたくさん集まつてきているのでということで議論して、恐らく、多くの方の賛成をもつて設置が決まりました。

ただ、トランプが勝つて、そのトレンドというものがどうなるのかということで、そこの公館の必要性というものが、また、たしかに数年間に色合いが変わつてくるということは、本當に今の立場が不安定だからこそ公館を置く意味があるのかなという意味で、非常に前向きに捉えております。

また、北朝鮮をめぐりましては、緊迫した状況が続いており、日米韓、こうした関係国の協力が重要であるということは言うまでもありません。

また、慰安婦問題に関する一昨年の日韓合意につきましては、両国が誠実に履行しなければならないと強く思つておりますが、この問題に関する動きについても注目をしているところです。

御指摘の大使の帰任問題については、今現在、時期は決定しておりませんが、さまざま点、諸般の状況、こうしたものをして総合的に判断し、そして決定をしていくべきであると考えております。

○寺田(学)委員 まさしく大臣が今御指摘された

うことが最も大事なことだと思います。

具体的的、細かいことを毎年議論していますが、その前に、ホットトピックなことをちょっとお伺いしたいなと思っています。

朝の通告で大変申しわけなかつたんですが、在韓国の日本大使が、今、日本に帰任をしていました。ありがとうございます。慰安婦像の設置に係る抗議の意味も含めた外交的な措置だということで、私も前向きに理解していますが、その後、マレーシアでの事件、また間髪置かずに北朝鮮からのミサイルという安全保障上非常に重要な局面に今立っています。倒産手続を通じてベイルインがなされることは最も大事なことだと思います。

もちろん、大使が現地におられなくても公使の方が代理でやられている部分もあるとは思います。

もちろん、大使が現地におられなくても公使の方が代理でやられている部分もあるとは思います。

が、やはり大使がいるといなでは大きな違いがあります。

ることは議論の余地がないと思っています。

非常に高度な政治判断であるとは思いますが、それでも、安全保障環境が非常に流動的かつ緊迫して

いる環境において、大使をいつまで韓国から離しておくるのかということは、私は早晩結論と国民の理解を得るときが来ているんだと思いますが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○岸田国務大臣 韓国をめぐりましては、本日十一日、朴槿恵大統領の弾劾に関する憲法裁判所の宣告が予定されています。

また、北朝鮮をめぐりましては、緊迫した状況が続いており、日米韓、こうした関係国の協力が重要であるということは言うまでもありません。

また、慰安婦問題に関する一昨年の日韓合意につきましては、両国が誠実に履行しなければならないと強く思つておりますが、この問題に関する動きについても注目をしているところです。

御指摘の大使の帰任問題については、今現在、時期は決定しておりませんが、さまざま点、諸般の状況、こうしたものをして総合的に判断し、そして決定をしていくべきであると考えております。

○寺田(学)委員 まさしく大臣が今御指摘された

とおり、きょうの十一時ですから、間もなく弾劾裁判の判決が出る。どういう判決だろうとも、非常に韓国国内が流動的になることは必至です。で、一個人の提案ですが、大局的な判断として、大使を職務に戻すということは考へ得る一つの大企業だと私は思っていますので、早急に政府の方でも議論をしていただき、されていとは思いますけれども、対応していただきたいというふうに思います。

それでは、ちょっと細かいことになりますけれども、在外公館の役割の充実のために、ことしで三年目になりますが、議論し続けてることをお話をしたいというふうに思っています。

今回も、いろいろ調べる中において、おもしろい記事が出てきたので、一点ちょっと、大臣。クイズはしませんが、外交の一端を支え続けた方の特集ということです、一昔前、外務省には、大使にとって大事なのは、第一に何々、第二に何々、第三に何々というジョークがあった、大使にとって必要な三つの要素ということだそうですが、大臣に聞いてもわからぬですかね。

大使にとって、もちろん外交努力のために精進するとかそういう大きな話ではないです、何が大事か、すごく細かいことなんですが、何か思いつくところがあれば御答弁いただければと思います。

○岸田国務大臣 突然の御質問で全く見当はつきませんが、あえてお答えするならば、大使にとって大事なのは、まずは赴任地におけるさまざまなお情報、見識、これは重要だと思います。それから、実際の外交を進める上において、やはり人脈というのは大変重要なのはないかと思います。そして、あえてきょうの議論の中身から推察するに、公邸料理人というものが重要なのではないか、こんなことも想像をいたします。

それ以外にも重要なことはあるかと思いますが、たちまち思いつくのはその三点であります。

○寺田(学)委員 御答弁ありがとうございます。

この記事の冒頭、私が今御紹介する記事ですけれども、外務省で一昔あった、今あるかどうかわかりませんが、大使にとって大事なのは、第一に料理人 第二に席次、席順、第三に夫人、ここは夫婦という言い方をしていますが、配偶者。だから、御飯であり、食事であり、そのレセプションをする場合の席順というのも大事であり、そしてまた配偶者の方も大事だと。この場合、夫人と

言われています。

公邸での、言い方は、平易に言うと宴席ですけれども、海外の要人の方々を招いて、その場で懇親を深め、そして、さまざま、人脈をつくり、情報を持つて、また本国に届けるということがいかに大事かということを伝えたエピソードだと思いまます。

一つ、一番、目にとまつたのは、この後ろに控

えられている外務省の方々は御記憶があるのかわかれませんけれども、内田勝久さん、入省が一九六年、最後は、二〇〇五年に交流協会台北事務所長、駐台湾大使に相当のところでおやめになられ、イスラエル、シンガポール、カナダの大使も務められた方の御夫人のお話です。大使の、あえて今回は、この場合は女性でしたので御夫人と呼ばせてもらいますけれども、御夫人、この内田夫人がお話しされているのは、ここまでやるのは大したものだなという意味で御紹介しますけれども、以前招いた人には決して同じメニューを出さないとか、さまざまのことをお考へになられて、ともに、外交活動と言うと語弊があるかもしれません、大使館の一つの役割というものを体現されていましたと思います。

おもしろいエピソードだなと思ったんですが、この勝久さんがイスラエル大使のとき、パートナーの方がそうだったときに、情報機関のトッピングを収集するためにどのような手段があるのか、どのような環境があるのかだと思います。

大使館を置く意味は、もちろん、邦人の保護等がありますけれども、外交活動という意味においては情報の収集が最も大事なことであり、その情報機関のトップの方がこの御夫人の隣に座らざるを得ない、前もって言い忘れていたんですが私はニシニアが苦手なんですが、情報機関の方が言わされた

そうです。そのときに、この御夫人の方が、さまざまな今までの御夫人としてのおつき合いがありまして御存じだったんでしょう、大丈夫です、私はあなたのことが全てわかつておりますというところで、そういう形で手配をしていて、その情報機関の方が非常に驚かれたというエピソードを提示されています。

ちょっと順番が逆になつてしましましたが、この大使夫人のことからお話をしたいと思います。

まず、冒頭に申し上げますけれども、私自身として、大使として着任された方の配偶者の方、今、傾向としては男性が大使の方が大多数です。で、妻、女性の方がパートナーとして行かれると思いますが、その方が必ずしも一緒に行かなければならぬ、そして、一緒に行つたのであれば、さまざまな大使を支える業務をやらなければならないという義務で考へているわけではありません。

ただ、今御紹介したとおり、さまざまの役割は必然的に帯びることになりますし、そのときの立場であつたり待遇であつたりといふこと、今までボランティアベースであつたり、さまざま考えられてきましたけれども、私は、しっかりと議論する時期にあるんじゃないかなと。公的な役割を、責任を帯びてしまう私人の方という表現になります。

○寺田(学)委員 あえて、国有地の払い下げといふよりも、総理大臣夫人というところに焦点を当ててちょっと質問したつもりですけれども。

各国のファーストレディーがどのような立場になつておられるかと役所の方にお伺いしたんですけど、お答えとしては本当にさまざままで、どれをモデルにしていいのかという参考はなかなか見つからない

のですが、今回、こういう形で昭恵夫人のことが話題になりましたので、私は、森友の件は森友しながらも、しっかりと総理夫人というものの立場及び役割に関して、一般的に国民の皆さんのが理解できるような形で議論をし、一定程度の立場としての結論というものを、変わらないという結論でもそれは一つかもしれませんけれども、議論す

ます、一般的なことをお伺いしますけれども、大使公邸の夕食に招いて、隠密行動で知られる方だったそうで、非常にシーケレットが多かつたんですが、その

外務大臣として、この総理夫人の立場と役割、あと、できれば今回の一連の話題に関するもの、どのように対応しておられるのか、お話し

ます。

○岸田国務大臣 総理大臣夫人の役割ということについては、予算委員会等でさまざまやりとりが行われていると承知しております。私も全ての議論を承知しているものではありませんが、基本的に、総理夫人という立場の方は、私人ではありますが、総理大臣の公務を補助する立場にあります。それが、あわせて、政治家の関与というような議論もありましたし、そして国有地の払い下げについて手続としてどうなのかというような問題もありました。

御指摘の問題につきまして、いろいろな議論の要素が絡んでいる問題であると認識をしております。

○寺田(学)委員 あえて、国有地の払い下げといふよりも、総理大臣夫人というところに焦点を当ててちょっと質問したつもりですけれども。

べきだと思います。

外務大臣夫人のことも聞きたいんですが、ちょっと時間がないので。

主たる大使夫人、大使の配偶者、女性の大天使の場合は夫ということになりますけれども、その外交一般における重要性、役割は、先ほど申し上げたとおり、強制するものではありませんけれども、私はあるものだと思っています。

これは政府参考人から御答弁いただく方がいいのか、大臣がいいのか、わかりませんけれども、どうでしようね、この配偶者の方の役割的重要性、役割の重要なと言ふと強制的になるんでしょうか、役割を果たしたときの効果というものの重

大性、大きさといふものは、私は一定程度認めていいのではないかなどうふうに思うんですが、御答弁いただけたらと思います。どちらでも結構です。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

一般に、大使を含む外交官の配偶者は、国家公務員ではございません。また、国内法令上、配偶者の法的地位や立場を規定する定めはございません。また、配偶者は、外務省や大使館において指揮命令系統に属するものでもございません。

一方、ただいま先生から御指摘がございましたように、国際社会におきましては、外交活動の場に外交官が配偶者を同伴して参加することが期待される行事も多うございます。配偶者が、その意思に基づき、公務を補助する目的で外交行事等に参加するケースが多くございます。

積極的に外交を展開する上で、配偶者による外交面での活用は有益でございます。活動は、本人の自発的な意思によるべきものであり、現在その前提で、配偶者の活動は各地において適切な形で行われているものというふうに考えております。

○寺田(学)委員 一定程度、その効果ということはお認めになられた上でということだと思います。

今、きのうレクを受けている段階では詳細はわからないということでございますが、さまざまなかなり思っています。

事情を抱えて、単身で、大使のみ行かれている場合がかなり多いということを聞いています。これ

はちょっとお願いベースですけれども、大体の、現状把握のためにぜひ、急ぎではないですかとも、今の現状、単身で着任されている大使がどれくらいの割合なのかということは調べてほしいということ、あ、わかつてているのかな、では、どうぞ。

○山崎政府参考人 現時点ではございますが、海外に赴任している大使は百四十九名おります。うち、単身で赴任している大使は四十八名でございます。

まさしく、自由な意思において同伴して、同じように大使と一緒に着任地に出向くということは自由意思で決めるべきだと思いますが、私は、配偶者の方が望むのであれば、望んでいるけれども行けない、さまざまな事情があるという場合は、最大限サポートをするべきではないかなと思いますし、一緒に着任されたときに、ボランティアベースでやつていくということ自体に疑問を持たれる方も多いと思いますので、どういう形がいいかわかりませんけれども、ある程度公的な立場といふものを約束し、配偶者の方が活動されることも、一定程度、本当に国民の理解を得ながらやつていけるんだというような議論喚起からまず始めています。大臣、どうですかね、そちら辺は。

私は、本当に、強制ではないですが、海外だけじゃないです、日本においても、外務省の方々がカウンターパートと食事をされるときに、カウンターパート側の方が御夫婦で来られるときに、外務省職員が一人で行く、いや、できれば妻、パートナーを連れてきてくださいよと言われたとき

に、自費で払うべきだという議論もあるかもしだせんが、立派な仕事ですから、そういう場合も

しっかりと省としてサポートしていく、そのことは、国民も理解していくことは、私は、事外交活動に關しては大事だと思いますし、理解してもらいたいと思うんですね。そういうことも含めて、ぜひ大臣から総括的な一言をいただければと思います。

○岸田国務大臣 まず基本的に、先ほどの答弁の中にもありましたように、外交官の配偶者の外交における活動、これは大変有用なものであると認識をいたします。ただ、基本的には、これは本人の自発的な意思に基づくものであるということではあります。ただ、それを最大限サポートするためには何ができるのかということについては、検討することは重要なことではないかと思います。

外交において有用であります外交官の配偶者の活動について、最大限外交において活用できるための環境づくりについて、外務省として検討することは大事なことではないかと考えます。

○寺田(学)委員 検討は大事だというお話をしたので、検討の結果をぜひともお伺いしたいと思います。何とか、規模は問いませんので、少し大きつて、配偶者のあり方及び活動のサポート、あとは、逆の意味でいうと、昔はお花畠とかあつたみたいで、今はあるのかどうかちょっとわかりませんけれども、外注できるものはしっかりと外注をして、配偶者としてサポートできる部分にもう少し専念できるような環境を整える等もあると思います。ぜひとも省内の方で議論をしていただきたいと思います。

もう一個の方、公邸料理人の方です。三年目です。徐々に徐々に、別に質疑の成果があつてか、といふことはわかりませんけれども、公邸料理人の公的制度に関してさまざまな施策が練られて、今試験段階にもあるというのわかっていますが。毎年ここに同じ方がいらっしゃるかどうかわかりませんので申し上げると、今、基本的に、公邸料理

の方に対しても公的に補助しているお金は十七万円しかない、それ以外は大使のポケットマネーで払うというのが基本的な仕組みになっています。

私は、これでは大した、今頑張つていらっしゃる方は物すごく、私から見ると厳しい待遇にもかかわらず、頑張つていらっしゃると思いますが、より一層、海外において、日本食でも洋食でも何でもいいですけれども、大使館内で開かれる祝宴に関して好感を持つてもらい人脈を広げるという意味では、もっともとこの立場は拡充するべきだと思いますが、現状について、官房長の方からでもいいですが、御説明いただければと思います。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま御指摘がございましたように、公邸料理人の給与は、基本的には在外公館長との私的雇用契約に基づき公館長より支払われるとともに、在外公館長に対しては官費の補助が行われております。この官費補助につきましては、現在の制度は、官費補助額は料理人の給与額の三分の二の上限及び十七万円までの上限という上限がございます。

平成二十四年七月に、外務人事審議会におきまして、将来的には公邸料理人制度を外務省と料理人と公的契約に基づくものとして、給与等は官費から支出し、私的に使用した分については公館長の私費負担とすべきとの勧告が外務大臣に提出されています。

この勧告も踏まえ、公的契約に基づく委嘱料理人という制度を、平成二十七年十月から順次試験的に十公館において行つております。従来の制度では、先ほど申し上げましたように、公邸料理人との契約は公的契約でございましたが、この委嘱料理人制度においては、料理人は在外公館の技術スタッフとして、館員に準ずる公的な位置づけを付与しているものでござります。

また、委嘱料理人は、報酬月額を三十万円から三十五万円として、このうちの四分の三を公費負担、残る四分の一を公館長の私的な食事分として

公館長の費用負担額という形で負担を分けているものでございます。

○寺田(学)委員 公邸料理人には社会保障はあるんでしようか。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

社会保障費につきましては、現在の制度は公的制度のもとでの負担に関する官費による補助はございません。一方、ただいま申し上げました委嘱料理人につきましては、これは海外旅行傷害保険というのがございまして、その費用の一 定を、範囲内で官費補助をするということはいたしております。

○寺田(学)委員 そんな環境で頑張つていらつしやるわけですね。毎年、拡充してくれ、しっかりともう少し立場を強くしてあげて、もっともつと働きやすいようにして、いいものを出してもらいましょうと議論しているんですが、なかなか、もちろん前進はしていますが、進んでいないで、きょうも、今回も財政当局に来ていただきまし た。大した額じゃないですよ、全体から考えれば、財務省、次長、一言お願いします。

○茶谷政府参考人 お答え申し上げます。
財務省としましても、引き続き、外務省からの要求、要望をお聞きしつつ、公邸料理人の果たす外交上の役割の重要性を踏まえ、必要な予算はしっかりと措置するよう努めてまいりたいと考えております。

○寺田(学)委員 官房長にもお伺いしますけれども、これがなかなか拡充していかない原因はどこにあるんですかね。財務省は今建前的にもこういうことを言つていますけれども、官房長からちょっと一言お願いします。

○山崎政府参考人 每年の予算要求におきまして、料理人の待遇、給与等につきましても、財政当局の方と、現状を御説明して協議をさせていた だいております。

先ほど御紹介申し上げました委嘱料理人につき

ましては、配属から一年以上経過をしておりますので、その効果について検証しているところでござります。

この制度のもとで採用されました料理人は、既に公邸料理人経験をした方が多く、過去に外務大臣表彰を受賞している方が十人のうち半分を占めますなど、非常に質の高い料理人の採用につながつてます。

したがいまして、この制度は効果が上がつて いるというふうに考えておりますので、さらに検証の上、制度の拡充の可能性等につきまして、今後の方針について検討していきたいというふうに考えております。

○寺田(学)委員 前向きに進んでることは理解しますし、応援します。

大臣、そんなに大きなことではないですし、予算的にも、そして制度的にもそんなに大胆なことでもないです、異論があるところではないと私は思っていますので、大臣、一言。ちゃんとと言つてはよくないですけれども、どかんと、ちゃんとやりましょうよ。大臣、一言お願ひします。

○岸田国務大臣 優秀な公邸料理人を確保し、活躍をしていたら、これは外交にとって大変重要な取り組みだと承知をしています。

さまざま取り組みを今日まで行つきましたが、ぜひ、より優秀な公邸料理人の皆さんに活躍してもらうために、待遇面はもちろんですが、予算も含めた条件面につきまして、外務省としては、充実のために一層努力を続けたいと思います。外務大臣として、こうした問題意識を持ちな

一言声をかけたいなどうふうに思いますので。

大臣でも官房長でもどちらでもいいです、この表彰のあり方、その方々の意識を高めていくあり方といふことも、もう一段検討の余地があると思 うんですが、どうか、御答弁いただきます。

○寺田(学)委員 現在働いている方が、より一層働きやすくなるために、それと、今後もいい人材が集まつてくるようということで、待遇の改善ということを今申し上げましたが、もう一アプローチあるとすれば、先ほど官房長ですか、お話をされたとおり、外務大臣表彰ということで、公邸料理人の中で一部の方々に優秀公邸料理長とい

う称号を与えてやつてあるということでした。

私は、海外の在外公館の料理長をやつて帰つてきただいことが日本におけるステータスになる

こと、そのステータスがより一層高いものになることでいい人材がもつともつと集まりやすくなつてくる、外務省からいただいた資料で、例えばフ

レンチのキハチの喜八さんが以前やつていたといふことを初めて知りました。やはり、そういう形で若いころに海外に出て料理をし、文化を知り、この表彰のあり方も、私が勉強不足かもしれない

せんが、正直、三年目になつて初めて知りました。もつとも私は宣伝してもいいと思いますし、そういうふうに思つてます。

大臣、そんなに大きなことではないですし、予

算的にも、そして制度的にもそんなに大胆なことでもないです、異論があるところではないと私は思つてますので、大臣、一言。ちゃんとと言つてはよくないですけれども、どかんと、ちゃんとやりましょうよ。大臣、一言お願ひします。

○岸田国務大臣 優秀な公邸料理人を確保し、活躍をしていたら、これは外交にとって大変重要な取り組みだと承知をしています。

さまざま取り組みを今日まで行つきましたが、ぜひ、より優秀な公邸料理人の皆さんに活躍してもらうために、待遇面はもちろんですが、予

算も含めた条件面につきまして、外務省としては、充実のために一層努力を続けたいと思います。外務大臣として、こうした問題意識を持ちな

一言声をかけたいなどうふうに思いますので。

大臣でも官房長でもどちらでもいいです、この表彰のあり方、その方々の意識を高めていくあり

方といふことも、もう一段検討の余地があると思 うんですが、どうか、御答弁いただきます。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘がございまし た、公邸料理人のうち、優秀かつ貢献度の高い方に対しても官房長でもあります。

昭和六十年度から行つておりますけれども、平成二十八年までに延べ三百四十八名の方が表彰を受けておられます。

さらに、平成二十年度からは、表彰された方に優秀公邸料理長の称号を認定しております。外務

大臣表彰については、料理専門誌やメディアで報じられるなど、最近では知つていただく機会もふ

れております。

本當に拡充して、いろいろな、ただしさえ外交ツールが少なくなつてきて、マンパワー的にも中

國にかなわんないですから、何とかそういうこ

とを申し上げて、終わります。

○三ツ矢委員長 次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員 日本共産黨の宮本徹です。

在外公館法の改正案について、我が党は、必要

な措置であると考え、賛成の立場です。

その上で、岸田外務大臣にお尋ねします。

今回、在レシフエ日本国総領事館を新設するわけですが、同館は二〇一〇年一月一日付で一度廃止されています。当時、廃止の理由について外務省は、管轄地域で日系企業進出数、在留邦人数の大きな増加がないためとしておりました。外務省の海外在留邦人數調査統計を見ると、二〇〇七年の同総領事館管轄地域の日系企業数は十八社、在留邦人數は一千百二十九人、二〇一六年現在は、日系企業数は十六社、在留邦人數は千二百一人。

数だけ見ると廃止を決めた際と大差がないわけですが、この現状で新たに総領事館を設立する意義、これはどう考えているんでしょうか。

○岸田国務大臣

在レシフエ総領事館、平成二十一年一月当時、我が国としてグローバルな視点に立つて、新たな必要性が生じている地域における在外公館の新設を行うため、同総領事館を廃止し、領事事務所を設置いたしました。

そして、その後の動きでありますと、近年、ブラジルの経済発展にとって同地域を有する戦略的な重要性が高まっています。

進出企業数について御指摘がありましたが、企業数もこれは上下、波があるようでありますと、日本企業の関心が高まっている、これは事実だと思います。その証拠に、日本企業の支援件数、これにつきましては、平成二十二年一月と比べまして八倍にふえています。そして、企業のみならず、在留邦人の数は一割増加、邦人援護件数は三倍に増加をしています。査証発給件数も増加をしています。

こうした状況は、我が国だけではないようであります。平成二十二年以降の動きとして、英國、米国、あるいは中国、こうした国も現地での体制の拡充、総領事館の体制強化、こういったことを行っています。

こうした変化を受けて、同地域に十八万人の日本人が居住しています。そして、日系社会との連携強化の最前線の一つであるというようなこと

等、総合的に勘案して、今般、総領事館の設置をお願いするようになつた次第であります。

○宮本(徹)委員 わかりました。

○宮本(徹)委員 次の質問に移ります。

在外公館の活動にも影響を与えるのが国内の政治であります。この間、森友学園の問題というのは海外のメディアでも大きく報じられておりま

す。そして、塚本幼稚園、これについては、昨年の段階から海外のメディアでずっと報じられてき

ました。とりわけ、国家主義的な教育をやつてい

る、戦前のよだな教育をやつしている、そこを総理

夫人が名譽校長を引き受けようとしているという

ことで、懸念の目が国際的にも向けられてきてお

りました。この問題についてお伺いしたいというふうに思います。

さきょうは、防衛省が森友学園理事長の籠池氏に感謝状を贈呈してきた件について伺いたいと思いま

ます。感謝状を出した際に、若宮防衛副大臣も同席されていましたので、さきょうは若宮副大臣に来ていただきました。

隊が参加した行事に塚本幼稚園の園児が参加されたものが十四件あったということを承知いたしております。

その上で、私ども防衛省でもさらに調査を行いましたが、現時点におきましては、追加で確認であります。

さきものがない状況でございまして、いつから始まり、これまで何回行つたかという今の御質問については、今ちょっとお答えするのが困難な状況であることを御理解いただければというふうに思っております。

また、さらに、今申し上げた十四件の行事につきましてですが、塚本幼稚園の参加につきましては、私ども防衛省・自衛隊として判断したものではございませんで、部外の団体の方々が御判断されたものということをございます。その部外の団体とあることを御理解いただければというふうに思っております。

また、さしあげた十四件の行事につきましては、私ども防衛省・自衛隊として判断したものではございませんで、部外の団体の方々が御判断されたものとあります。

さきのうは、防衛省が森友学園理事長の籠池氏に感謝状を贈呈してきた件について伺いたいと思いま

ます。感謝状を贈呈してきた件について伺いたいと思いま

会というのは、防衛省所管の海上自衛隊OBの天下り財団じゃないんですか。部外部外と言いますが、そうですね。

○武田政府参考人 お答えいたします。

御指摘の水交會につきましては、海洋安全保障に関する調査研究や政策提言に取り組むとともに、海上自衛隊が行う諸活動への協力や、地域社会活動への参加、諸団体との交流等を行う団体としてございます。また、この水交會につきましては、海上自衛隊のOBの方々も属していると承知をいたしております。

いたれども、艦艇の入港の際の行事につきましてはございませんで、部外の団体の方々が主催されたりでございます。また、この水交會につきましては、この水交會につきましてはございませんで、部外の団体の方々が主催されたりでございます。

いたれども、艦艇の入港の際の行事につきましてはございませんで、部外の団体の方々が主催されたりでございます。

二十三年三月二十一日から十四回、塚本幼稚園は入港式等に参加をしているということは承知しておりますが、その際、幼稚園において具体的にどのような教育をしているのかなどについて、その詳細については承知をしていないものと承知しております。

○宮本(徹)委員 いや、幼稚園の教育について聞いていない。今、その追悼式で、海上自衛隊もホームページで紹介し、水交会でも紹介のホームページも出ているわけですよ。教育勅語の唱和をこの追悼式でやつたことが水交会のホームページでも紹介されています。この行事については防衛省のホームページにも出ているわけですかね。

○三ツ矢委員長 宮本君に申し上げますが、指名を受けてから発言してください。(宮本(徹)委員「失礼しました」と呼ぶ)

防衛省武田報道官。

○武田政府参考人 お答えいたします。

ホームページ等に出ているものはあるといふことは承知をいたしております。他方、私ども、今

この時点において、出席された方々から、その場

においてどのようなことが具体的にあつたのかといふ細部については報告を受けていないところでございます。

○宮本(徹)委員 報告は受けていなければ、ホーモページに出ていることは承知しているといふことだから、知っているということじやないですか。

それで、もう一点お伺いしますが、籠池氏に対して防衛省はこれまで五回感謝状を贈呈しておりますが、この実績について、年月日と贈呈者名と、特に贈呈の理由、これについて明らかにしていただけるでしょうか。

○若宮副大臣 感謝状につきましては、自衛隊に對しましていただいた御協力、援助の功労が著し

い個人あるいは団体に対して贈呈するものでござります。

籠池氏に対します防衛大臣感謝状につきましては、海上幕僚監部の推薦に基づきまして、同氏が長年にわたり、自衛隊の部隊との交流を通じて、防衛基盤の育成と隊員の士気高揚に貢献されたことに對しまして、平成二十八年の十月の二十二日に、防衛大臣から感謝状を贈呈させていただいたところでございます。

また、海上自衛隊におきましては、艦艇の入港に際しまして、先ほど委員も御指摘になつておられましたけれども、園児による鼓笛隊を編成し隊員を歓迎する、あるいは海賊対処に従事する隊員に対する、園児の皆さんたちが手づくりの品をつくつてくださり、それを送つていただき、また隊員の士気高揚に貢献をされたとして、平成十五年の五月の十七日に阪神基地隊司令、そして平成二十一年の十月の三十日に呉地方総監、それから平成二十六年の十一月の十四日に海上幕僚長から、それぞれ感謝状を贈呈しているところでございます。

また、陸上自衛隊におきましては、これは一般功勞という形で、平成二十一年の五月の十七日に第三師団長から、感謝状は贈呈をいたしたところでございます。

以上です。

○宮本(徹)委員 今説明があつたわけですから、も、ちゃんと語つていらない部分があるんじゃないかなと思うんです。

この防衛大臣感謝状を贈与する際の推薦名簿を見ましたら、推薦の対象項目、「防衛基盤の育成」があるんですね。功勞が部外に与えた影響、「園児及びその父兄等の海自部隊への訪問、激励等を通じて、なぜ籠池氏に防衛大臣感謝状が渡されたと

か、端的に書いていますね。端的に書いてある。これを、若宮さん、読んでいただけますか。感謝状贈与候補者推薦名簿、功勞の大要。

○武田政府参考人 お答えいたします。

○宮本(徹)委員 報告は受けていなければ、ホーモページ等に出ていることは承知しているといふことだから、知っているということじやないですか。

それで、もう一点お伺いしますが、籠池氏に対して防衛省はこれまで五回感謝状を贈呈しておりますが、この実績について、年月日と贈呈者名と、特に贈呈の理由、これについて明らかにしていただけるでしょうか。

○若宮副大臣 感謝状につきましては、自衛隊に對しましていただいた御協力、援助の功労が著し

の激励及び将来の青少年への防衛思想の普及に寄与」とございます。

○宮本(徹)委員 私、これを見て驚きましたよ。

「将来の青少年への防衛思想の普及に寄与」と書いているわけですね。これまでの国会の答弁でも、こういうことを全然紹介してこなかつたわけですが、驚くべきことですよ。

もう一ヵ所読み上げてほしいと思います。防衛省がまとめた、籠池氏の個人功勞調書がありま

す。そして、その中に、「功勞が部内及び部外に与えた影響」という項目があるわけですが、部外に与えた影響というものは何と書いてありますか。

○武田政府参考人 お答えいたします。

個人功勞調書に、「功勞が部内及び部外に与えた影響」という欄がございますけれども、そこに、部外に与えた影響のところには、「園児の海自部隊への激励を通じ、防衛思想の普及に大きく貢献している」とございます。

なお、今ほど委員から御指摘いただきました件について……(宮本(徹)委員)いいです、読んでいただかないでいいです、ちょっと時間がかかりますので」と呼ぶ)

○三ツ矢委員長 宮本君。

○宮本(徹)委員 それで、これは防衛大臣に感謝状を出したときの上申書。

もう一個もらいました。その前に、海上幕僚長が感謝状を出したときの上申書、手続の書類です

が、これを見ると、もととわかりやすく書いてあるわけですね。功勞が部外に与えた影響、「園児及びその父兄等の海自部隊への訪問、激励等を通じて、なぜ籠池氏に防衛大臣感謝状が渡されたと

か、海上防衛思想の普及に大きく貢献している」と。

それから、保育士さんが体験入隊をやつてている

わけですが、これの目的も書いているんですよ。

「保育士に対する定期的な海自教育隊への教

育入隊を計画・実施する等、将来的青少年への海

上防衛思想の普及に貢献している」と書いて

いるんですよ。保育士さんが体験入隊して、保

育士さんに防衛思想を広げるんじゃなくて、それ

は全て将来の青少年への海上防衛思想の普及に大いに貢献すると。

ここで言つている将来の青少年というのは、一

体誰ですか。今青少年じゃないという人ですか。

将来の青少年というのは、誰のことを言つて

いるんですか。

○武田政府参考人 その功勞の一つに、保育士の

自衛隊への体験入隊等による防衛思想の普及に寄

与をされたということが感謝状を贈呈する主たる

理由になつてござりますけれども、今御指摘いた

だいだい将来の青少年という言葉につきましては、

私どもは一般的な意味で使わせていただいており

ます。

将来の青少年といつたら、今は青少年になつて

いないんですよ。六歳になつていないと、この

具体的な功勞があつたから、皆さんは感謝状

を出されたんだじゃないですか。

○宮本(徹)委員 一般的な意味って、それは一般

的な意味をこんなところに書くわけないでしょ

う。具体的な功勞があつたから、皆さんは感謝状

を出されたんだじゃないですか。

○武田政府参考人 先ほど、一般的な意味で記載

しているということをお話しさしましたが、將

來の青少年というのは、これからまさに青少年に

なられる方々という意味でございます。

○宮本(徹)委員 全く説明になつてないですか

よ。

結局、塚本幼稚園の園児に対する防衛思想の普

及、これに感謝状を出したという話じゃないで

すか、これを見る。

○宮本(徹)委員 先ほど、一般論で皆さん答えられますけれども、大体、将来の青少年、幼稚園児に関する防衛思想というのは何なんですか。幼稚園児

に普及する防衛思想というのは、何を指している

んですか。

○武田政府参考人 保育士への自衛隊への体験入

隊による防衛思想の普及と、いうことは、必ずしも具

体的な定義があるわけではありませんけれども、防衛思想につきましては、必ずしも具

て、この、ここに書いてある戦闘はPKO五原則に抵触する戦闘ではないんだとはつきり言えばいいんだと。何でそうはつきり言わないんだ、それをはつきり言わないので、それを見たときに、私は全く同感できます。

かかるところを橋下さんがおつしやつていましたが、私は全く同感できます。

かかっているんだということを橋下さんがおつちよつと二言。今のような議論、日本維新の会としてこの議論は決してオーソライズしているわけではありませんが、私は、個人的にそのとおりだと。国会の議論の都合で、国会の議論をやりやすくするために、現場に無用な線引き等を、あるいは言葉遣いとかを制約するのは現場がかわいそうだと私は思いますが、どうですか。

○岸田国務大臣 要は、紛争、戦闘、あるいは衝突、こういった言葉がさまざまなかる場所で使われているわけですが、少なくとも、国会は立法府でありますので、法律においてこうした言葉は定義をされています。その定義に基づいて正確に使わなければならない、しっかりと使い分けなければなりませんが、こういったことなのだと思います。その点が重要だということが、この議論の本質であると考えます。

○足立委員 いや、もうまさに御見識であると思ひます。が、私は、現場に負担をかけるべきではない、現場が戦闘という言葉を使うのは全く問題ない、その戦闘がPKO五原則に抵触するかどうかを国会でしっかり議論していくたらしい、こう思います。

こういう議論がそもそも起こること 자체が、私はやはり、野党の責任は大きい、こう思っています。野党というのは野党四党ですね、うちではあります。野党四党が、やはりその言葉尻を捉えられません。野党四党が、やはりその言葉尻を捉えて、現実をどう議論するのではなくて。例えば私どもは吉田代議士がウガンダに行つてきました、現場を見ようと。ちょっといろいろ御負担をおかけしたかもしれません。だから、要は、現場が大事なんです。現場が大

事なのに、国会で野党四党が言葉尻を捉えて攻撃をするのですから、政府・与党・政府が、それを使いつけるために言葉を使い分け、法令上はわかりますけれども、しかし、現場にそれを押しつけるのは、憲法九条をめぐる国会の非常に難解な解釈論を現場にも押しつけていることにつながっているのではないかということで、大変深く懸念をしていることを申し上げて、質問に入りたいと思います。

それから……(発言する者あり)あ、質問に入りますよ。総務委員には失礼な不規則発言を申し上げましたが、その後の寺田委員の質問は大変すばらしい質問で、私も同感であります。余計なことですね。

それで、大使館なんですが、予算委員会でも議論になつたかもしませんが、トランプ大統領が、イスラエルが首都としているエルサレムにアメリカの大使館を動かさんだ何だという議論をされています。私もちよつと覚えていませんが、日本は追随しないというような御答弁が既にあつたかと思いますが、それは日本の外交政策としてはよくわかりますが、これは米国と、そういうふうに大使館の場所が股裂きになることの弊害みたいなのではないんでしょうか。

○小田原大臣政務官 まず、他国の政府の施策について逐一コメントすることは差し控えたいと思います。

他方で、本件の動向については注視しています。近年では、平成二十八年度、今の状況でございまますけれども、大使館百四十九、総領事館六十三、政府代表部八の合計二百二十二公館を今設置しております。現在御審議いただいております平成二十九年度の予算におきましては、これを二百二十三公館、三公館の増設をお願いしている状況でございます。

また、予算につきましては、これは在外公館に係する予算でございますけれども、平成二十八年度は約千四百四十億円でございます。二十九年度予算案におきましては、円高等を勘案して、微減でございますけれども、千四百十四億円の予算となつております。平成二十六年度には千二百五十一億円でございましたので、これも趨勢とし

事なのに、国会で野党四党が言葉尻を捉えて攻撃

をするのですから、政府・与党・政府が、それ

をデイフェンスするため、そういうつまらない

攻撃から政府の議論を守るために言葉を使い分

け、法令上はわかりますよ、法令上はわかります

けれども、しかし、現場にそれを押しつけるの

は、憲法九条をめぐる国会の非常に難解な解釈論

を現場にも押しつけていることにつながっている

のではないかということで、大変深く懸念をして

いることを申し上げて、質問に入りたいと思いま

す。

それから……(発言する者あり)あ、質問に入りますよ。総務委員には失礼な不規則発言を申し上げましたが、その後の寺田委員の質問は大変すばらしい質問で、私も同感であります。余計なことですね。

それで、大使館なんですが、予算委員会でも議論になつたかもしませんが、トランプ大統領が、イスラエルが首都としているエルサレムにアメリカの大使館を動かさんだ何だという議論をされています。私もちよつと覚えていませんが、日本は追随しないというような御答弁が既にあつたかと思いますが、それは日本の外交政策としてはよくわかりますが、これは米国と、そういうふうに大使館の場所が股裂きになることの弊害みたいなのではないんでしょうか。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

外務省といたしましては、急速に変化する安全

保障環境や国際情勢に対応して、また、日本企業

支援、戦略的対外発信を行つていく上でも、外交

実施体制の強化は急務であると考えており、主要

国並みの体制を実現すべく、在外公館の数を着実

にふやしており、また、定員につきましても、定員増を毎年お願い申し上げている状況でございま

す。

近年では、平成二十八年度、今の状況でございまますけれども、大使館百四十九、総領事館六十三、政府代表部八の合計二百二十二公館を今設置しております。現在御審議いただいております平成二十九年度の予算におきましては、これを二百二十三公館、三公館の増設をお願いしている状況でございます。

また、予算につきましては、これは在外公館に

係する予算でございますけれども、平成二十八

年度は約千四百四十億円でございます。二十九年

度予算案におきましては、円高等を勘案して、微

減でございますけれども、千四百十四億円の予算

となつております。平成二十六年度には千二百

五十一億円でございましたので、これも趨勢とし

次に、これも、本来であれば事前にレクをいただいて済む話であります、ちょっと時間がな

かったので、この場で取り上げさせていただくの

で、申しあげありません。勉強もしていません

で、大変申しわけないんです、在外拠点、外務

省の大使館、領事館、在外拠点が世界じゅうにあ

るわけですが、この拠点の数とかあるいはそういう

在外活動の予算とかあるいは人員とか、細かい

ことを何か申し上げるつもりはないんですが、そ

ういうリソース、日本が外交に割いている、国内

での活動ももちろんありますが、在外拠点に係

る、非常に物理的にはつきりしていますね、箇所

数とか人員とか予算とか、これはふえているんで

すか、減つているんですね、そういうのもちょっと

と事前に勉強する時間がなかつたので、ごめんなさい、ちょっと教えてください。

○足立委員 ありがとうございます。

私はとにかく、今御紹介があつたように、ます

ます重要なつてきているわけでありますので、強化をしていくべきである私もうまいし、また、

政府にもそういう方向で、ますます必要なりソースをそこに張りつけていくことをお願い申し上げています。

○足立委員 ありがとうございます。

したかを含めて強化していくことをお願い申し上げて、質問を終わらしたいと思います。

○玉城委員 自由党の玉城デニーです。

在外公館の名称、位置、給与に関する法律の一

部改正案、法案の審議に関連して質疑をさせていただきたいたいと思います。

○玉城委員 自由党の玉城デニーです。

在外公館の設置状況などについていろいろと調べてみました。在外公館の合

計が二百六十七、領事事務所等も二十一あるとい

うことと、先ほどは答弁の中で、外務省の職員は

六千六十五人ということで答弁をいただいており

ます。

あわせて、ディプロマティックブループラック二

一六、二〇一六年度の外交青書を持見させていたしました。

その中で、ページとしては、「情勢認識」という

中に、「イスラム過激派の武装勢力である「イラク

とレバントのイスラム国（ISIL）」、私たち

通称ISLというふうに言っていますが、「（ISI）

は、二〇一五年一月及び十一月のパリにおけるテロ事件など拠点地域以外での多数の一般市民

ではふやしていただいているというふうに考えております。

また、人員につきましては、外務省の定員は現

在五千九百八十二名でございます。平成二十九年

度予算が御承認いただけました場合には、これが

八十三名増の六千六十五人の定員になることが想

定をされておりまして、これも年々御理解をいた

だきました増強させていただいている状況でござ

います。

○足立委員 ありがとうございました。

私はとにかく、今御紹介があつたように、ます

ます重要なつてきているわけでありますので、強化をしていくべきである私もうまいし、また、

政府にもそういう方向で、ますます必要なりソースをそこに張りつけていくことをお願い申し上げています。

○足立委員 ありがとうございます。

したかを含めて強化していくことをお願い申し上げて、質問を終わらしたいと思います。

○玉城委員 自由党の玉城デニーです。

在外公館の設置状況などについていろいろと調べてみました。在外公館の合

計が二百六十七、領事事務所等も二十一あるとい

うことと、先ほどは答弁の中で、外務省の職員は

六千六十五人ということで答弁をいただいており

ます。

あわせて、ディプロマティックブループラック二

一六、二〇一六年度の外交青書を持見させていたしました。

その中で、ページとしては、「情勢認識」という

中に、「イスラム過激派の武装勢力である「イラク

とレバントのイスラム国（ISIL）」、私たち

通称ISLというふうに言っていますが、「（ISI）

は、二〇一五年一月及び十一月のパリにおけるテロ事件など拠点地域以外での多数の一般市民

を巻き添えにするテロ事件」、「二〇一五年初めに

は日本人も犠牲になつた外国人人質の殺害事件等

を引き起こしている。」ということです。中略いた

しまして、「また、ISILの活動によつて多数の難民・国内避難民が発生しており、深刻な人道危機が発生している。」といふうに青書で書かれています。

それから、「地球儀を俯瞰する外交と「積極的平和主義」の中で、今度は日米同盟の強化の点が述べられています。「日米同盟は日本外交の基軸である。」「日米同盟をあらゆる分野で強化していく。」「日米両首脳は、四月の安倍総理」「訪米の際、地域や世界の平和と安定の確保に引き続き主導的な役割を果たしていくことを確認」したとあります。

それから、「四月には、日米安全保障協議委員会〔2+2〕が開催され、新たな日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)が発表された。新ガイドラインは、平和安全法制とともに日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するものであり、その下での取組も含め、幅広い分野における協力を拡大・強化していく。」ということで、外交青書にはこのよう書かれています。

私がきょう質問したいことのまず一点、これは、二月二十七日、ロイター電が伝えるところですが、アメリカ国防総省は二十七日、過激派組織イスラム国、IS打倒に向けた計画の草案をホワイトハウスに提示、マティス国防長官がトランプ政権の高官に対し説明を行う予定である、国防総省のデービス報道官が記者団に明らかにしたところによると、国防総省が提出した案は包括的な計画の枠組みで、イラクやシリアだけでなく、世界じゅうのISを視野に入れ、ISを迅速に打倒できる内容になっているということです。報道官によりますと、国防総省の案には、外交上の取り組みに加え、戦地の能力や目標を増強する軍事的枠組みも盛り込まれているということです。つまり、アメリカが、IS打倒に対しても、これら本格的に拡大していくことが述べられ

てあるわけです。

このように、二〇一五年、安倍総理が中東国歴

訪の中、エジプトにおいて、イスラム国対策のためとして、イラクやレバノンに一億ドルを支援す

ることを表明し、これに対しても、ISは、日本を敵国とみなしてテロの対象になるということを、ユーチューブなどを通じて世界に拡散しています。中東を含め、多くの在外公館の危険及び危険度も以前より増しているものと私は思料するものであります。

そこで、質問させていただきます。

まず、在外公館の所在地、あるいは日系企業進出地の近郊等において、軽微な被害を含めて、現地の邦人に對しての事件並びに事故等の報告が多い國及び地域はどこでしようか。その件数等の推移はどう変わっているのか、お聞きいたします。

○小田原大臣政務官 外務省が発表している二〇

一五年海外邦人援護統計に基づけば、事故や犯罪

被害等での援護件数の多い國・地域は、國では米

国の四百五十六件、地域では欧州の二千四百二十一

八件であります。

米国の援護件数の推移は、二〇一一年が四百十

八件、二〇一二年が四百四十二件、二〇一三年が四百十一件、二〇一四年は四百四十件、二〇一五年が四百五十六件です。

欧州地域の援護件数の推移は、二〇一一年が二千四百四十六件、二〇一二年が二千七百六十九

件、二〇一三年は二千八百十五件、二〇一四年は二千六百四十九件、二〇一五年は二千四百二十八

件であります。

○玉城委員 邦人が活動する地域においては、や

はり事件、事故に遭う確率が高いということが思

料されます。

現在の在外公館の防犯及び安全対策等のセキュ

リティー対応、これは、サイバーを除いた物質的

な対策ということで捉えていただきたいと思いま

すが、セキュリティー対応はどのようになつてお

りますでしょうか。テロ対象とみなされて以降

ISが発表して以降は、セキュリティー体制

は強化されているのでしょうか。

○山崎政府参考人 お答え申上げます。

在外公館は、諸外国における日本の外交活動の基盤であり、かつ、邦人の方々の保護の最後のと

りであるというふうに考えております。そこで働く在外公館の職員が職務を果たせるよう、現地の治安情勢等を考慮しつつ、人的な警備と、施設の安全対策強化や警備機器による物的警備の両面で必要な対策を講じております。

御指摘のとおり、IS-I-SHが我が國在外公館への攻撃を呼びかけたこと、また、昨年七月、バン

グラデシュと経済協力に従事する邦人の方々が殺害される事件が発生する等テロの脅威が増大して

いることに鑑み、平成二十九年度予算案におきましても、前年度比約一億三千九百万円増の、全体で六十三億七千万円の在外公館の警備対策予算を

計上しております。

引き続き、緊張感を持つて在外公館警備の強化に取り組んでいきたいと考えております。

事柄の性質上、どのような対策をとつていてか

ございますが、例えばバンガラデシュの日本大使館につきましては警備員の増員配置、監視カメラの強化、間仕切りのための壁の強化等

の物的な措置を講じるとともに、在外邦人に対する安全対策のいろいろな指導をさせていただいておりますけれども、それに積極的に取り組んでお

ります。

今後とも、在外公館警備体制の一層の強化を図り、安全対策に万全を期していきたいと考えてお

ります。

○辰巳政府参考人 現在、自衛隊は、南スーザン

のジエバ、それからジブチに主に自衛隊を派遣し

ています。

ジエバの日本隊宿營地においては、宿營地

周辺の必要な箇所に防壁を設け、ゲートにおいて

は人や車両の出入りを厳重に管理することはもち

ろん、周囲を複数のカメラで常時監視をしており

ます。また、警備小隊という要員が宿營地の巡回

を一定の頻度で行うなど、二十四時間体制で宿營

地の警備に万全を期しております。

ジブチにおいても同様に監視体制をとつており

まして、ここでは警衛隊が要員による拠点内の巡

回を一定の頻度で行うなど、また、複数のカメラ

で常時監視をし、二十四時間体制で拠点の警備に

万全を期しております。

また、こういった記録についても一定期間保存

して、必要に応じて情報をお上級部隊に報告するこ

ととしているところでございます。

等の警備活動に活用をしております。

画像データにつきましては、在外公館において、ハードディスクにまず保管をしております。

事案が発生した場合、これらのデータは事案発生の経緯等の確認等に用いられ、また、警備対策改

善策の検討にも活用をしております。事案発生の際には、必要に応じて本省に画像データは報告さ

れることになつております。

保存期間につきましては、対外的に公表してお

りませんので詳細にはお答え申し上げられませんが、一定期間は保存をしております。

○玉城委員 国民の皆さん、このようにセキュ

リティーにしっかりと対応しているというふうな、ささいなことであつても、その情報として聞きた

いというふうに思つていています。

最後に質問いたします。

これはどこまで答えるか、内容にもよりま

すが、自衛隊派遣地域の部隊では、監視カメラの

警備体制、記録の保管など、その点についてどの

リティーにしっかりと対応しているというふうに思つていています。

最後に質問いたします。

これはどこまで答えるか、内容にもよりま

すが、自衛隊派遣地域の部隊では、監視カメラの

警備体制、記録の保管など、その点についてどの

リティーにしっかりと対応しているというふうに思つていています。

○辰巳政府参考人 現在、自衛隊は、南スーザン

のジエバ、それからジブチに主に自衛隊を派遣し

ています。

ジエバの日本隊宿營地においては、宿營地

周辺の必要な箇所に防壁を設け、ゲートにおいて

は人や車両の出入りを厳重に管理することはもち

ろん、周囲を複数のカメラで常時監視をしており

ます。また、警備小隊という要員が宿營地の巡回

を一定の頻度で行うなど、二十四時間体制で宿營

地の警備に万全を期しております。

ジブチにおいても同様に監視体制をとつており

まして、ここでは警衛隊が要員による拠点内の巡

回を一定の頻度で行うなど、また、複数のカメラ

で常時監視をし、二十四時間体制で拠点の警備に

万全を期しております。

また、こういった記録についても一定期間保存

して、必要に応じて情報をお上級部隊に報告するこ

ととしているところでございます。

以上でござります。

○玉城委員 ありがとうございました。終わります。ニフエーデービタン。

○三ツ矢委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○三ツ矢委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三ツ矢委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○三ツ矢委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三ツ矢委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十五分散会

第一類第四号

外務委員會議錄第三号

平成二十九年三月十日

平成二十九年三月三十日印刷

平成二十九年三月三十日發行

衆議院事務局

印刷者
國立印刷局

C